

贈与税の留意すべき事項 (夫婦間贈与、生前贈与等)

講師より

生前贈与に当たっての留意すべき事項について

生前贈与は、相続税対策に不可欠のものです。しかしながら、贈与税の税率は超過累進課税といわれるように、税負担が重い状況にあります。このため、住宅資金贈与、教育資金贈与、配偶者に対する居住用資産贈与などの非課税規定、また、平成30年に創設された事業承継税制などを活用した生前贈与を説明いたします。

※ 上記のテーマに関する質問等がある場合は、FAXで研修日2週間前までにお送りください。

講師紹介

もりた てつお
税理士 森田 哲夫 氏

東京国税局国税訟務官室・資産評価官付、東京国税不服審判所、東京国税局税務署管内資産課税部門統括官、東京国税局税務相談室など歴任し、平成21年7月退官。

平成21年9月東京地方税理士会横浜中央支部に登録。

東京地方税理士会横浜中央支部研修部副部長、東京地方税理士会業務推進部参事を経て、現在、東京地方税理士会横浜中央支部副支部長。

= 開催要領 =

1. 日 時 平成30年12月19日(水) 13時30分～16時30分(受付開始13時00分)
2. 会 場 税理士会館8階会議室(横浜市西区花咲町4-106) ※下記案内図参照
3. 定 員・受講料 150名(先着順)・1名 5,000円
4. お申込方法 **振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。**先着順に受け付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講票は発行いたしませんので、当日は郵便局の払込票兼受領証を受付にお持ちくださるようお願いいたします。
※研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。
※キャンセルにつきましては研修日1週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合(電話:045-243-0551 FAX:045-243-0550 <http://www.tochizeikyo.com>)

※研修受講管理システム導入のため、電子証明書(コピー可)をご持参ください。

組合ニュース10月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元のない方は、協同組合事務局(TEL045-243-0551)宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振り込みください。入金確認をもって受付となります。